

第2章 西駒郷の役割

1 援護（更生、授産）施設の機能、新事業体系における自立支援給付事業

(1) 更生施設の機能

西駒郷改築検討委員会からの提言（平成14年10月）では、西駒郷の入所更生施設機能については、今後は入所施設として必要な規模へと縮小するとし、全県の入所平均値を基に算出された定員は150～170人とされました。定員については、西駒郷の利用者の希望をもとに、地域生活への移行のための基盤整備を全県的に進めることにより、将来的には漸減していくと考えられます。

この基本構想においては、地域生活移行希望者250人の地域生活移行を5年間で集中的に進め、5年後の定員については190人程度を見込んでいます。10年後の入所更生施設の定員については、障害の重さに拘わらず、入所されている方が、一人でも多く地域に移行していくという知的障害者入所更生施設としての本来の役割を堅持しつつ、在宅障害者の地域生活を支える施設としての必要性を考慮し、60～100人としました。今後、市町村等と連携した長野県の取組の結果として、入所定員の数値が変動することが考えられますが、最終的には今後の利用者の地域生活移行の進捗状況や入所サービスの需給の変動を見極めながら、入所定員を設定してまいります。

通所更生施設については、在宅で生活されている知的障害者や西駒郷利用者で地域生活移行した方の中で、引き続き通所での利用を希望する方を対象とします。定員は、障害の重い方も含めて、20～40人が必要と思われます。

(2) 授産施設の機能

国は、「今後の知的障害者・障害児施策のあり方」（平成11年）の中で、授産施設については、地域で生活する障害者の就労の場として位置付け、通所施設として整備を促進することとしています。

西駒郷の知的障害者入所授産施設（生業部）は、障害福祉サービス事業者の一員として必要な規模へと定員を順次縮小しています。提言では、当面、西駒郷の通所授産施設の定員は、50～100人が適当であるとされました。しかし、ひとつの通所授産施設としては、100人の規模では大きすぎることから、60人程度

が適当であると考えられます。

最終的な定員については、地域生活移行の状況、民間の通所授産施設等の設置状況、知的障害者、保護者の希望等を勘案して決定します。

また、西駒郷から地域生活移行した利用者の生活の場や、在宅知的障害者の状況等を考慮して、地域での日中活動支援事業の展開についても検討していきます。

この通所施設への転換は、利用者の地域生活への移行と並行して、引き続き必要に応じて順次実施してまいります。

なお、入所授産施設が廃止される時点で、生業部の利用者の中に地域生活への移行が困難な方がおられる場合は、入所更生施設へ移り、地域生活移行に備えることとなります。

(3) 新たな自立支援給付事業体系における事業の位置づけ

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法により障害福祉サービス事業の体系が大きく変更されました。

従前は障害種別ごとに施設サービス、居宅サービスに区分されていましたが、改正後は 3 障害一体で自立支援給付と地域生活支援事業に再編されました。自立支援給付は、介護給付と訓練等給付から成り立っており、また、給付は日中活動事業と居住支援事業に分けられ、組み合わせて選択、利用することとなりました。

西駒郷で実施してきた更生（入所、通所）授産（入所、通所）の各施設サービスも、新たな事業体系における介護給付、訓練等給付の各サービスに移行することが必要です。

新事業体系における自立支援給付事業の事業種別、定員は、上記(1)と(2)の内容を新事業体系に置き換えた次の案を基本として、今後の利用者ニーズ、サービス需給等の状況を注視しながら検討し、決定します。

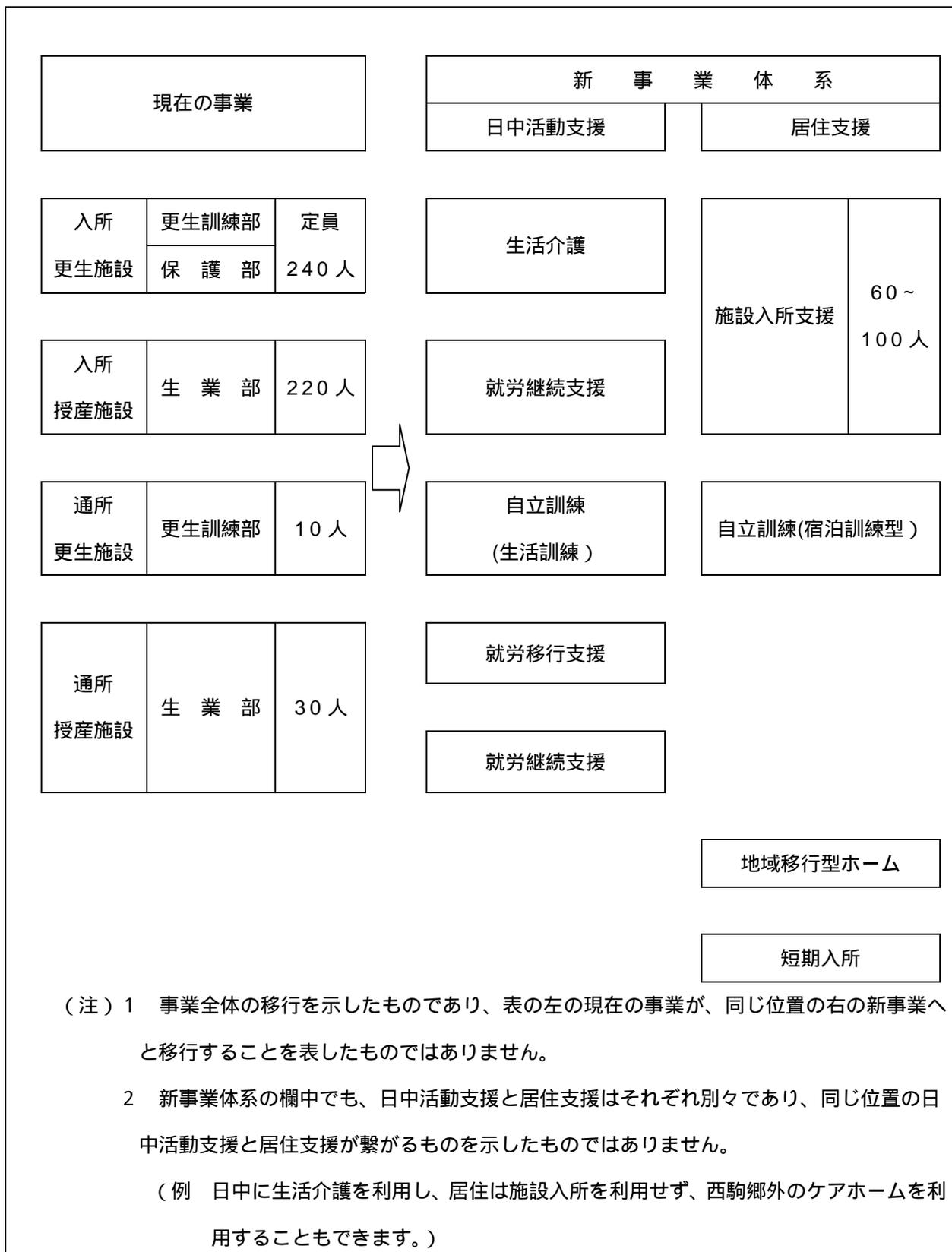
また、施設入所者の日中活動の場については、場合によっては外部のサービスを利用することも含めて検討します。

在宅障害者のためのセーフティーネット施設として、緊急時のショートステイを受け入れるなど 24 時間支援機能の拠点としての役割を果たします。

新事業体系への移行は、法律施行から 5 年以内(平成 24 年 3 月末まで)に、事業者の判断により行うこととされています。西駒郷の新事業体系への移行の具体

的時期は、今後の利用者のニーズ、事業報酬等の状況を考慮して、適切に判断することとします。

新事業体系への移行案



2 地域生活支援の機能

通所更生施設や通所授産施設の機能(新たな自立支援給付事業体系に移行した後は、就労継続支援等の日中活動支援事業)を持ち、地域の日中活動の場としてサービスを供給する施設となる西駒郷は、他の社会福祉法人やNPO法人とともに、地域生活支援体制の整備を進めます。

また、障害者総合支援センターと連携して、圏域内のグループホームや家庭で生活する障害者を対象に、就業・生活上の相談支援、各種福祉サービスの調整等を行います。

3 県立施設の役割として提言されたその他の機能

(1) 知的障害児施設機能についての検討

西駒郷の知的障害児施設の入所機能については、一般的な施設としての必要性はほとんどなくなったので、今後は駒ヶ根病院のあり方の検討と併せて、同病院と連携した自閉症児・ADHD児等の支援を行う機能への転換について検討することが必要と提言されました。

西駒郷は、元来、総合援護施設という発想の中で創設され、各地域に特別支援学校や、更生施設が充実した現在の状況は想定されていませんでした。

近年、特別支援学校高等部の整備に伴い、18歳未満の児童の施設入所者が激減しており、県内の知的障害児施設の定員数も順次削減されてきました。

西駒郷においても、基本構想策定時の入所者24人の中で18歳未満の児童はおりませんでした。県内にある3つの施設の入所状況からも、全県を対象とした定員数は、信濃学園の定員数60人でも充足されるとされました。

また、15歳以上18歳未満の方が知的障害者の施設に成人枠として入所できることが知的障害者福祉法で定められていますので、入所する必要がある場合は、知的障害児施設がなくても、知的障害者の支援施設で例外的な対応ができます。

このため、知的障害児施設としての機能については平成16年度末をもって、廃止しました。

なお、自閉症児・ADHD児等の支援を行う機能については、平成16、17年度に、精神保健福祉センターに設置した自閉症・発達障害支援センターと、こ

ども病院内へ配置した支援センターの常駐職員が、その機能を果たしてまいります。

(2) 障害が重い方のセイフティーネット的機能についての検討

提言では、特に支援が困難なケースを中心として、西駒郷が最重度者の最終的な受入施設（セイフティーネット）としての役割を担うことにより、民間施設を支援し、保護者が安心感を得ることが必要であり、その規模は、強度行動障害等の特に支援の困難なケースを対象とすると、10～20人定員程度が適当であるとされています。

しかし、セイフティーネットを最終的な受入施設として位置付けるならば、定員が埋まると動きがとれず、セイフティーネット機能の意味がなくなってしまう。また、対象者の行動変容がないことを前提としたものであると考えられ好ましくありません。全県域対象の障害の重い方のセイフティーネット機能は西駒郷のみで持つのではなく、それぞれの身近な地域の施設への入所が実現されるようにしていきます。

そのため、自閉症・発達障害支援センターが専門的・技術的支援を行うなど、民間入所施設を支援する体制を整えていきます。

(障害が重い方への支援)

基本構想策定に前後して、本県では、障害の重い方が地域で安心して生活できるよう、重症心身障害者グループホームを制度化し、平成18年度時点で9か所において、障害の特に重い方への手厚い支援が行われ、障害が重くても必要な支援を組み合わせることにより地域生活が可能になることを実践しています。

また、西駒郷では、障害の重い方を対象とした自立訓練施設「すみれホーム」での生活体験を経てこれまでに9人の方が地域生活へと移行しました。この生活体験を通じ、大集団の施設の中では、刺激・干渉を受けることによるパニック、過去の体験からの不安に起因する他害行為等が発生することが実証されました。

これまでの取組から、障害が重い方への地域生活に必要な支援を展開する上の条件として、 集団を小さくすること、 集団に係わる職員数をできるだけ一定に保つこと、 優秀な指導助言者がいること、 専門的知識を持つ意欲ある職員

であること、があげられます。そして、これらの条件を備えた濃密な支援体制を全県に普及し、障害の重い方でも限りなく地域で暮らす取組が必要です。

現在、入所施設や児童施設等に、「入所施設でなくては絶対に対応できない」「入所施設でも対応が難しい」とされる障害の特に重い方がおり、その対応が課題となっています。しかし、この方々が「障害が重いから施設」ではなく、「障害が重くても必要な支援を組み合わせる地域生活」という選択ができるような、更なる施策の充実を検討します。

また、在宅で特に障害の重い方が、家族、関係者による様々な事業や施策を利用して生活をされていますが、その方の発達を促すケアマネジメントの手法を活用した手厚い支援が必要です。

障害の重い方を西駒郷のみが受け持つのではなく、西駒郷も含めた全県で、そして、地域で支えるよう取り組むことが必要です。そのため、特に障害の重い方の地域生活支援のために、専門的な指導をすることができる職員のいる県内の法人と連携するなど、地域生活を支える手厚い個別的な支援体制を構築することを検討します。

(3) 知的障害者福祉のセンター的機能についての検討

施設入所者や地域で生活する障害者の支援を向上させ、推進するため、西駒郷が県内の知的障害者福祉のセンターとしてさまざまな役割を果たすべきではないかとの提言を受けました。

また、自閉症・発達障害支援センター、知的障害者更生相談所の設置についても、併せて検討が必要とされました。

センター的機能としてあげられた知的障害者の支援方法の研究や、在宅福祉従事者に対する研修、知的障害者福祉に関する情報の収集、提供については、障害者福祉施策を進める上で大変重要な課題です。

このことについては、西駒郷には設置せず、今後、全県の位置付けの中で検討していきます。

ア 自閉症・発達障害支援センターの設置

自閉症等に対しては、こだわり等の行動、強度行動障害等への対応が特に必要で

あり、在宅の自閉症児（者）等の家族においては、その対処方法に苦慮するケースも多いことから、こうした家族への支援が求められています。

自閉症・発達障害支援センターは、平成 15 年度には全国で 19 か所、平成 18 年度で 37 か所設置されております。このセンターの設置で、関係者の研修、自閉症児（者）等への療育や就労支援及び地域の関係機関、関係施設等に対する情報提供を行うことにより、自閉症児（者）等の自立と社会参加が促進されるとともに、地域社会の自閉症等についての理解が進むことが期待されます。

このセンターについては西駒郷には設置せず、平成 16 年度に長野市にある精神保健福祉センターに職員を増員し、療育相談部門を自閉症・発達障害支援センターとして設置するとともに信濃学園内に相談窓口を設置し、中南信地域の療育相談体制の強化を図りました。

平成 17 年度には信濃学園の窓口をこども病院内へ移し、支援センターの職員を配置し、自閉症児に対する療育支援体制を強化しました。

また、各圏域に配置の療育コーディネーター、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター*と密接な連携を図るとともに、自閉症・発達障害支援センターの職員による専門的な支援のもと、各圏域の療育システムを構築してまいります。

イ 知的障害者更生相談所の設置

知的障害者更生相談所には、国の「知的障害者更生相談所のあり方検討委員会」報告書（平成 14 年）でも示されているとおり、地域の知的障害者とその家族の全般的な生活支援を行う一方で、市町村や関係機関を支援するという地域生活支援の中核を担う役割が期待されています。

また、障害者等が障害者福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように支援することも期待されており、障害者が地域での生活を選択する上でも重要な役割を果たすと考えられています。

知的障害者更生相談所の設置については西駒郷には設置せず、そのあり方を引き続き検討します。

4 入所に係る課題等

(1) 障害程度区分により入所が継続できない方への対応

障害者自立支援法において、施設入所支援の対象は、障害程度区分4以上(50歳以上は障害程度区分3以上)の方とされました。

障害程度区分判定は、施設が新事業体系へ移行するときに実施されるものであり、西駒郷では現在のところ利用者の判定は未実施ですが、判定により障害程度区分が低くなり、入所対象外となる方も一定数おられると想定されます。

現時点で、国は現在入所中で対象外となる方々の退所についての具体的な取扱い方針を示していません。これらの方々が一方的に退所させられるのではないかと、といった不安が生じることがないように対応し、地域で生活できるような個別支援計画を立て、地域生活移行できるよう支援してまいります。

なお、希望する地域にグループホーム等の受け皿が整わないためすぐに移行できない方や、西駒郷で継続的な支援が必要な方については、対応策として、職員宿舎等を活用した地域移行型ホーム(グループホーム、ケアホーム)を検討してまいります。

(2) 地域生活への移行に関して社会生活上問題のある方への対応

障害程度区分が低く、本人も地域生活への移行を希望している利用者の中には、他の要件が整っているにも拘わらず、当人に社会生活上の問題行動がある方がおり、移行に際しては特別な配慮が必要となっています。

このような利用者の地域生活への移行に関しては、関係機関と連携して、個々に支援計画を策定し、適切な対応を検討してまいります。

(3) 新規の入所

基本構想策定後の地域生活移行推進期間中は、新規の入所は実質的には行っていませんでした。

地域の障害者は、その地域内において必要な福祉サービスの提供を受けられるようにすべきである、との考え方を基本としながら、今後は、新たに施設入所支援を希望する方については、事前に十分なケアマネジメントを実施したうえで、必要な方の受入れを行ってまいります。

5 運営主体

西駒郷は、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、同年から平成 20 年度までの 4 年間は長野県社会福祉事業団が指定管理者として管理、運営することになりました。

また、平成 16 年 9 月、県が「長野県社会福祉事業団改革実施プラン」を策定し、その中で、同事業団への財政支援は平成 19 年度までで原則的に廃止する旨を規定しました。西駒郷についても、平成 20 年度以降は指定管理者である事業団職員により、原則として事業報酬に基づいて自立的に運営することとされています。

ただし、利用者の地域生活移行の推進に必要な経費、民間施設で受入れ困難な重度の利用者のために加えて配置された職員の人件費、県有地と県有施設の維持管理に必要な経費は、引き続き財政支援を行うこととされています。

しかし、この改革実施プランの策定後、障害者自立支援法の施行により事業体系、報酬体系が大きく変わるなど、施設運営上の状況、条件が大きく変化していますので、新たな事業体系における経営見通しが不透明な状況となっていることを踏まえて、同プランによる自立的運営については、その進め方について十分に再検討してまいります。